

佐賀県告示第 136 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称を変更した旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称	事業所所在地	変更年月日
ヘルパーステーションゆうあい	旧	医療法人祐愛会	鹿島市大字高津原 4306 番地	平成 27 年 11 月 1 日
	新	社会医療法人祐愛会		
訪問看護ステーションゆうあい	旧	医療法人祐愛会	"	"
	新	社会医療法人祐愛会		
小規模多機能ホームゆうあい	旧	医療法人祐愛会	鹿島市大字高津原 3072 番地 1	"
	新	社会医療法人祐愛会		
デイサービスゆうあいほのほの	旧	医療法人祐愛会	鹿島市大字高津原 2962 番地 1	"
	新	社会医療法人祐愛会		
通所リハビリテーションゆうあい	旧	医療法人祐愛会	"	"
	新	社会医療法人祐愛会		
介護老人保健施設ケアコートゆうあい	旧	医療法人祐愛会	"	"
	新	社会医療法人祐愛会		